

## 資料 1 - 5 実験動物の飼養及び保管等に関する基準の改定について (動物愛護部会(8/4)資料の抜粋)

### 1 概要

動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合には、現在、その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないこととされており、環境大臣は、この方法についてよるべき基準を定めることができるとされているところ。

改正法においては、このような「苦痛軽減に関する配慮事項」に加えて、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、「できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること」、「できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること」等により動物を適切に利用すること、に関する配慮事項が追加され、実験動物に対する配慮事項として国際的に普及・定着している、いわゆる3Rの原則(代替法の活用: Replacement、使用数の削減: Reduction、苦痛の軽減: Refinement)が明記されたところ(追加された2事項は、動物実験に関する配慮事項としての性格が強いものであることから、動物愛護管理法における「よるべき基準」については、従前どおり苦痛軽減に関する配慮事項についてのみ策定する仕組みとされている)。

また、現行法においては、実験動物についても、動物の健康及び安全の保持、動物による人の生命等に対する危害や迷惑の防止等といった飼主責任の徹底に関する行政指導等を行うに当たっての基準として、環境大臣は、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができるとされているところ。

#### 改定が必要となる事項

##### 実験動物の飼養及び保管等に関する基準(告示)

動物を科学上の利用に供する場合におけるできる限り動物に苦痛を与えない方法、及び飼主責任等に係る実験動物の飼養保管に当たってのよるべき基準としての同基準の改定(現行法第5条第4項及び第24条第3項)

## 現行法参照条文（抜粋）

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第五条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者としての責任を十分に自覚して、その動物を適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持つように努めなければならない。

3 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずるように努めなければならない。

4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

## 改正法参照条文（抜粋）

（動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等）

第四十一条 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合には、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するものとする。

2 動物を科学上の利用に供する場合には、その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

3 動物が科学上の利用に供された後において回復の見込みのない状態に陥っている場合には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によつてその動物を処分しなければならない。

4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第二項の方法及び前項の措置に関しよるべき基準を定めることができる。

## 2 策定状況等

昭和55年3月に策定（以降、実質的な内容を伴う改定はなし）。